

平成29年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号 55

千葉県立柏高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

人物，学力に優れ，中学校生活全般にわたり，特に積極的な取組を行った者

2 選抜資料

| | |
|----------|------------------|
| (1) 学力検査 | 5教科の学力検査の得点 |
| (2) 調査書 | 中学校の校長から送付された調査書 |
| (3) 面接 | 15分間程度の集団面接 |

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

| 評価項目 | 評価基準 |
|----------|-------------------------------|
| 5教科の得点合計 | 5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。 |
| 個々の教科の得点 | 30点以下の教科がある場合には，審議の対象とする。 |

(2) 調査書 アの数値に，エについて加点（上限10点）したものを調査書の得点とする。

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------------|---|
| ア 教科の学習の記録 | 算式1で算出した数値で評価する。 評価1又は未評価の教科がある場合は，審議の対象とする。 |
| イ 出欠の記録 | 各学年の欠席が10日以上ある場合は，審議の対象とする。 |
| ウ 行動の記録 | ○が一つもない場合は，審議の対象とする。 |
| エ 特別活動の記録，部活動の記録及び特記事項 | 生徒会活動，部活動，その他の活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については加点する。 |
| オ 総合所見 | 特に優れた内容と認められる記載がある場合は，総合的に判定する際の参考とする。 |

(3) 面接

| 評価項目 | 評価基準 |
|-------|---|
| 応答・態度 | 質問に対する応答や，面接中の態度を総合的に判断してA・B・Cの3段階で評価する。Cの場合は，審議の対象とする。 |

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

本校の「期待する生徒像」に基づき、「学力検査の成績」、「調査書」、「面接の結果」等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

ア 「学力検査の成績」による順位と「調査書の得点」による順位が、ともに次のパーセント以内にある者は、入学許可候補者として内定する。

(ア) 受検者が予定人員以内のときは、受検者数の80パーセント

(イ) 受検者が予定人員を超えるときは、予定人員の80パーセント

ただし、学力検査の個々の教科の得点、調査書の教科の学習の記録、出欠の記録、行動の記録、面接の結果に問題となる点がないこと。

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の成績」と「調査書の得点」の合計で順位を付け、各選抜資料の内容に問題となる点がある者については慎重に審議しながら、予定人員までを入学許可候補者として内定する。

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者内定者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による内定者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業生については、第2日の検査終了後、別途個人面談を行う。

平成29年度 後期選抜の選抜・評価方法

学校番号 55

千葉県立柏高等学校 全日制の課程 普通科

1 選抜資料

| | |
|----------|------------------|
| (1) 学力検査 | 5教科の学力検査の得点 |
| (2) 調査書 | 中学校の校長から送付された調査書 |

2 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

| 評価項目 | 評価基準 |
|----------|-------------------------------|
| 5教科の得点合計 | 5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。 |
| 個々の教科の得点 | 30点以下の教科がある場合には、審議の対象とする。 |

(2) 調査書

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------------|---|
| ア 教科の学習の記録 | 算式1で算出した数値で評価する。 評価1又は未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 |
| イ 出欠の記録 | 各学年の欠席が10日以上ある場合は、審議の対象とする。 |
| ウ 行動の記録 | ○が一つもない場合は、審議の対象とする。 |
| エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項 | 特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。 |
| オ 総合所見 | 特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。 |

3 選抜方法

(1) 選抜の方法

平成29年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に従い、A組となる者は、入学許可候補者とする。A組に属さない者はB組とし、算式2で求めた数値で順位付けをして、「学力検査の成績」、「調査書」を資料とし、総合的に判定する。

(2) その他

- ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはしない。
- イ 入学許可候補者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

4 その他

過年度卒業生については、検査終了後、別途個人面談を行う。

平成29年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号 55

千葉県立柏高等学校 全日制の課程 理数科

1 期待する生徒像

人物，学力に優れ，特に理科・数学に興味・関心を有し，将来理数系への進路を希望する者

2 選抜資料

| | |
|----------|------------------|
| (1) 学力検査 | 5教科の学力検査の得点 |
| (2) 調査書 | 中学校の校長から送付された調査書 |
| (3) 面接 | 15分間程度の集団面接 |

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

| 評価項目 | 評価基準 |
|----------|--|
| 5教科の得点合計 | 5教科の得点（国語，英語，社会は100点満点，数学と理科は得点を1.5倍して150点満点）の合計600点満点で評価する。 |
| 個々の教科の得点 | 100点満点で30点以下の教科がある場合には，審議の対象とする。 |

(2) 調査書 アの数値に，エについて加点（上限15点）したものを調査書の得点とする。

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------------|---|
| ア 教科の学習の記録 | 算式1で算出した数値で評価する。 評価1又は未評価の教科がある場合は，審議の対象とする。 |
| イ 出欠の記録 | 各学年の欠席が10日以上ある場合は，審議の対象とする。 |
| ウ 行動の記録 | ○が一つもない場合は，審議の対象とする。 |
| エ 特別活動の記録，部活動の記録及び特記事項 | 生徒会活動，部活動，理科・数学に関する活動，その他の活動で，特に積極的に取り組んだと認められる記述については加点する。 |
| オ 総合所見 | 特に優れた内容と認められる記載がある場合は，総合的に判定する際の参考とする。 |

(3) 面接

| 評価項目 | 評価基準 |
|-------|---|
| 応答・態度 | 質問に対する応答や，面接中の態度を総合的に判断してA・B・Cの3段階で評価する。Cの場合は，審議の対象とする。 |

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

本校の「期待する生徒像」に基づき、「学力検査の成績」、「調査書」、「面接の結果」等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

ア 「学力検査の成績」による順位と「調査書の得点」による順位が、ともに次のパーセント以内にある者は、入学許可候補者として内定する。

(ア) 受検者が予定人員以内のときは、受検者数の80パーセント

(イ) 受検者が予定人員を超えるときは、予定人員の80パーセント

ただし、学力検査の個々の教科の得点、調査書の教科の学習の記録、出欠の記録、行動の記録、面接の結果に問題となる点がないこと。

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の成績」と「調査書の得点」の合計で順位を付け、各選抜資料の内容に問題となる点がある者については慎重に審議しながら、予定人員までを入学許可候補者として内定する。

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者内定者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による内定者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業生については、第2日の検査終了後、別途個人面談を行う。

*前期選抜等で入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数が、募集定員を満たした学科については、後期選抜は実施しませんでした。

平成29年度 後期選抜の選抜・評価方法（予定）

学校番号 55

千葉県立柏高等学校 全日制の課程 理数科

1 選抜資料

| | |
|----------|------------------|
| (1) 学力検査 | 5教科の学力検査の得点 |
| (2) 調査書 | 中学校の校長から送付された調査書 |

2 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査

| 評価項目 | 評価基準 |
|----------|--|
| 5教科の得点合計 | 5教科の得点（国語、英語、社会は100点満点、数学と理科は得点を1.5倍して150点満点）の合計600点満点で評価する。 |
| 個々の教科の得点 | 100点満点で30点以下の教科がある場合には、審議の対象とする。 |

(2) 調査書

| 評価項目 | 評価基準 |
|------------------------|---|
| ア 教科の学習の記録 | 算式1で算出した数値で評価する。 評価1又は未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。 |
| イ 出欠の記録 | 各学年の欠席が10日以上ある場合は、審議の対象とする。 |
| ウ 行動の記録 | ○が一つもない場合は、審議の対象とする。 |
| エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項 | 特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。 |
| オ 総合所見 | 特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。 |

3 選抜方法

(1) 選抜の方法

平成29年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に従い、A組となる者は、入学許可候補者とする。A組に属さない者はB組とし、算式2で求めた数値で順位付けをして、「学力検査の成績」、「調査書」を資料とし、総合的に判定する。

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはしない。
イ 入学許可候補者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

4 その他

過年度卒業生については、検査終了後、別途個人面談を行う。